

～新規加入・増額のご案内～

この保険は、市職員の福利厚生制度として
互助会が団体保険制度を運営しています。

職員互助会グループ保険

団体定期保険

- ◆死亡保障・高度障がい保障
- ◆不慮の事故による障がい保障・入院保障

総合医療保険

総合医療保険(団体型)

- ◆ケガや病気等による入院・手術等の保障

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

- ◆3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- ◆死亡保障



お申込みは年に1度!

ぜひ、この機会に新規加入・増額をご検討ください!!

申込締切日	【在職者】令和6年6月14日(金) 【退職者】令和6年5月27日(月)
効力発生日	令和6年8月1日(木)
保険期間	令和6年8月1日(木)～令和7年7月31日(木)

ご不明な点がございましたらニッセイ団体保険コールセンターへお問合せください。

※お問合せの際には、団体名「広島市職員互助会」をお知らせください。

TEL: 0120-775-229 (通話料無料)

受付期間: 令和6年5月17日(金)～令和6年6月14日(金)

受付時間: 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日を除く。)

※保険金・給付金請求方法に関しては、団体窓口へご確認ください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱える
リスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご確認ください。

金融庁の公的保険ポータルはこちら



「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、ご加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「ご加入のみなさまへ」とあわせてご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。

ご相談窓口等

- 募集期間中のお問合せにつきましては、表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)

〈団体お問合せ先〉

一般財団法人広島市職員互助会 TEL 082-504-2063 広島市水道局職員互助会 TEL 082-511-6822
住所 広島市中区国泰寺町1-6-34 住所 広島市中区基町9-32

〈日本生命お問合せ先〉

日本生命保険相互会社 企業保険サービス課 TEL 0120-123-840(通話料無料)

※お問合せの際には、以下の記号証券番号をお知らせください。

職員互助会グループ保険・・・932-5439 総合医療保険・・・900-95003 3大疾病保障保険・・・939-79

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

～活用されていますか～

おすすめポイントは **4つ** です！

- 1** 団体保険としての割引が適用されたお手頃な保険料です
- 2** 職員互助会グループ保険の死亡(高度障がい)保険金額は100万円から選択可能です
- 3** 本人が加入の場合、配偶者・子どもも申込みが可能です
- 4** 保険期間は1年で毎年保障額の見直しが可能です

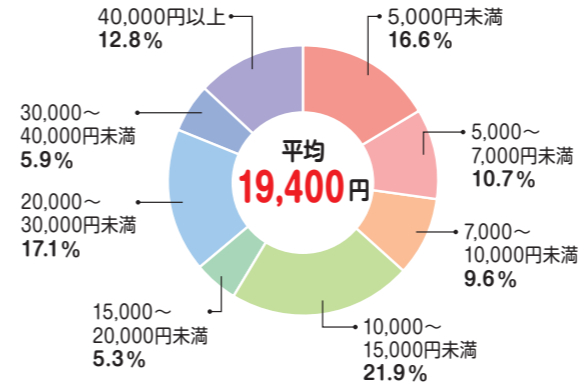
※健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。



入院に必要な費用、ご存知ですか？

入院経験者(過去1年間)の1日あたりの自己負担費用

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額



(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」

地方自治体の助成により、医療費が軽減される場合があります。

地方自治体の助成例(東京都世田谷区「子ども医療費助成制度」)の場合

対象期間	助成内容	所得制限
0～15歳到達後 最初の年度末	●健康保険診療の自己負担分 ●入院時の食事の自己負担分	なし

※助成に、所得制限を設けている自治体もあります。
詳しくは管轄の自治体にご確認ください。
※2022年12月現在
世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

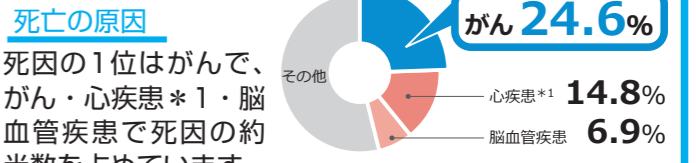
3大疾病備えていますか？

3大疾病*、とりわけ「がん」は大きなリスクです。

*がん・急性心筋梗塞・脳卒中

知らずに治すがんの先進医療「粒子線治療」がん治療の1つ、粒子線治療とは

先進医療の中でも粒子線治療は「痛くないがん治療」として注目されています。粒子線治療とは、放射線である粒子線(重粒子線・陽子線)を照射して、がん細胞を死滅させる治療法です。



死因の1位はがんで、がん・心疾患*1・脳血管疾患で死因の約半数を占めています。

*1 高血圧性を除く
厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況」

●治療費

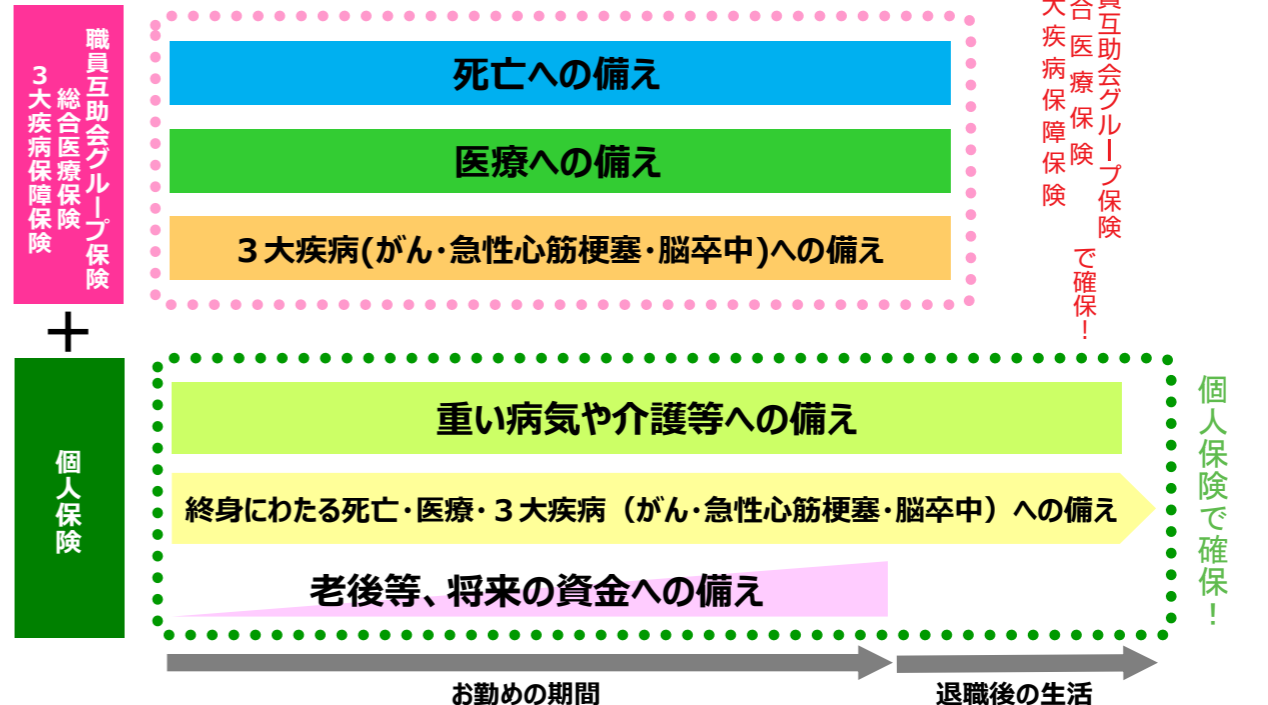
重粒子線治療* (技術料)	平均 約 316 万円
陽子線治療* (技術料)	平均 約 269 万円

*重粒子線治療等の先進医療については、対象となる医療行為や医療機関等に制限があります。また、粒子線治療は、一部のがんで公的医療保険制度の対象となりました。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認ください。

厚生労働省「中央社会保険医療協議会総会(第538回)資料(「先進医療A」令和4年6月30日時点における先進医療に係る費用)」から計算
監修：国立研究開発法人 国立がん研究センター東病院副院長、先端医療開発センター 粒子線医学開発分野長 秋元哲夫
(公財)日本生命済生会日本生命病院
※当ページ記載のデータの疾患は、日本生命との保険契約における保険金等の支払事由の対象となる疾患と異なる場合があります。

職員互助会グループ保険・総合医療保険・3大疾病保障保険と個人保険をバランスよく組み合わせることで、必要な保障を確保しましょう！

<必要な部分を補う>



※個人保険については、一般的な概要を説明しているものであり、個人保険の詳しいご検討にあたっては、各保険会社の「商品パンフレット」・「契約概要」・「注意喚起情報」・「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご確認ください。

職員互助会グループ保険 総合医療保険 配当金の楽しみも!!

お支払い年度(保険期間)	職員互助会グループ保険	総合医療保険
令和5年度 (R4.8.1～R5.7.31)	約 47.8 %	約 0.1 %
令和4年度 (R3.8.1～R4.7.31)	約 25.5 %	約 8.3 %
令和3年度 (R2.8.1～R3.7.31)	約 25.4 %	約 15.9 %

商品別に1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。ただし、脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。なお、3大疾病保障保険は配当金の取扱いはありません。

※左記の配当還元率は、各年度の年間払込保険料に対する配当金の割合です。なお、将来のお受取りをお約束するものではありません。

おすすめプランのご案内

新入社員・独身世代 保険はじめてプラン

本人22歳の場合

職員互助会グループ保険	総合医療保険	3大疾病保障保険
死亡(高度障がい)保険金額 300万円 死亡保険金額+災害保険金額 360万円 障がい給付金額 42～6万円 入院給付金額1日につき 900円 月払保険料(概算) 男性 516円 女性： 429円	入院給付金日額 3,000円 月払保険料(概算) 男女共通 612円	3大疾病(死亡)保険金額 100万円 上皮内新生物診断保険金額 10万円 月払保険料(概算) 男性： 230円 女性： 196円

月払保険料(概算)合計 **男性：1,358円**
女性：1,237円

●年齢・性別(総合医療保険は年齢)により保険料は異なります。詳細は、職員互助会グループ保険は5～6ページ、総合医療保険は7ページ、3大疾病保障保険は8ページの「保障額と保険料」をご確認ください。

「申込書兼告知書」記入要領<在職者様用>

◆左面

日本生命保険相互会社 行
パンフレット記載の意向確認書により商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、加入動機時に通知・配付された説明資料等に記載の重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）、医療保障保険契約内容登録制度および個人情報取扱い等について了承・同意のうえ、以下のとおり加入（変更）を申込みます。なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

一般財団法人
広島市職員互助会

1 ニッセイ用
No. 000177

裏面をご確認のうえ、以下に記入ください。

事業所コード	所属コード	加入者（職員）番号	申込日（告知日）	申込締切日	効力発生日
00001	1234567890	1234567	令和 060601	令和 060614	令和 060801

家族区分	被保険者氏名（カタカナで記入ください）	性別	生年月日	申込（告知）印
本人	ヒロシマ タロウ	男	530228	印

互助会グループ保険	0101	死亡保険金受取人	氏名（カタカナで記入ください）	続柄コード	人数
申込内容（万円）	3000	ヒロシマ	ハナコ	1	1
現在の加入内容（万円）	2500				

3大疾病保障保険	0111	死亡保険金受取人	氏名（カタカナで記入ください）	続柄コード	人数
申込内容（万円）	500	ヒロシマ	ハナコ	1	1
現在の加入内容（万円）	400				

総合医療保険	0201	入院給付金日額（円）	330
申込内容	0000		
現在の加入内容	3000		

家族区分	被保険者氏名（カタカナで記入ください）	性別	生年月日	申込（告知）印
配偶者	ヒロシマ ハナコ	女	561001	印

互助会グループ保険	0101	死亡保険金受取人	氏名（カタカナで記入ください）	続柄コード	人数
申込内容（万円）	800	シユタルヒホクンシヤ		1	1
現在の加入内容（万円）	500				

3大疾病保障保険	0111	死亡保険金受取人	氏名（カタカナで記入ください）	続柄コード	人数
申込内容（万円）	300	シユキヤクノヒホクンシヤ		1	1
現在の加入内容（万円）	200				

総合医療保険	0201	入院給付金日額（円）	330
申込内容	5000		
現在の加入内容			

家族区分	被保険者氏名（カタカナで記入ください）	性別	生年月日	申込（告知）印
子ども	ヒロシマ イチロウ	男	170801	印

互助会グループ保険	0101	申込内容（万円）	400
現在の加入内容（万円）	300		

3大疾病保障保険	0111	申込内容（万円）	100
現在の加入内容（万円）			

総合医療保険	0201	入院給付金日額（円）	330
申込内容	3000		
現在の加入内容			

家族区分	被保険者氏名（カタカナで記入ください）	性別	生年月日	申込（告知）印
子ども	ヒロシマ ジロウ	男	200129	印

互助会グループ保険	0101	申込内容（万円）	400
現在の加入内容（万円）	300		

3大疾病保障保険	0111	申込内容（万円）	100
現在の加入内容（万円）			

総合医療保険	0201	入院給付金日額（円）	330
申込内容	3000		
現在の加入内容			

家族区分	被保険者氏名（カタカナで記入ください）	性別	生年月日	申込（告知）印
子ども				印

互助会グループ保険	0101	申込内容（万円）	
現在の加入内容（万円）			

3大疾病保障保険	0111	申込内容（万円）	
現在の加入内容（万円）			

総合医療保険	0201	入院給付金日額（円）	330
申込内容			
現在の加入内容			

◆右面

告知欄	互助会グループ保険	告知欄	3大疾病保障保険	告知欄	総合医療保険
新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。	新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の<質問事項>を確認のうえ告知します。
*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。	*主たる被保険者が新規加入・増額する申込者の告知をとりまとめるうえ、以下の1または2に○印を記入ください。
①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】	①新規加入・増額する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。 ②質問事項について「はい」の答えがある申込者がいます。該当者について、あわせて「被保険者の告知書」を提出します。【「はい」の答えがある申込者氏名（カタカナで記入ください。）】
ヒロシマ ハナコ	ヒロシマ ハナコ	ヒロシマ ハナコ	ヒロシマ ハナコ	ヒロシマ ハナコ	ヒロシマ ハナコ

◆当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

- 退職後継続加入者様は、「令和6年度互助会グループ保険の更新のお知らせ」をご参照ください。
- 退職後継続加入者様については、告知不要です。ただし、同額で継続加入される場合も、「申込書兼告知書」をご提出ください。

- <記入上の注意>
- 新規に加入される方、内容の変更(脱退を含みます。)がある方は、「申込書兼告知書」を職員互助会へご提出ください。内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
 - 記入の際は、黒ボールペンをご使用ください。
 - ご提出前に、必要事項が記入・押印されているか、ご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正しい内容をご記入ください。

【本人の死亡保険金受取人】 <職員互助会グループ保険><3大疾病保障保険>
新規加入の申込みをされる方は、ご記入ください。
〔氏名〕 本人の死亡保険金受取人1名の氏名をカタカナでご記入ください。
〔続柄コード〕 「申込書兼告知書」裏面をご参照のうえ、数字でご記入ください。
〔死亡保険金受取人続柄コード〕
配偶者…1 子ども…2 父母…3 祖父母…4 兄弟姉妹…5 その他…9
死亡保険金受取人に約款順位(続柄コード=9)と印字されている場合は以下の順位となります。
・配偶者・子ども(子どもが死亡している場合は、その直系卑属)・父母・祖父母・兄弟姉妹
※同順位の方が2名以上いる場合は、死亡保険金はその人数によって等分します。

以下の場合、「死亡保険金受取人指定書」のご提出が必要です。職員互助会までお申し出ください。
<新規に加入される方>
・本人との続柄が「その他(9)」となる方を本人の死亡保険金受取人とされる場合や、複数の受取人を指定される場合
<すでに加入されている方>
・死亡保険金受取人を変更される場合
「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。
死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者(団体)が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。

【本人の指定代理請求人】 <3大疾病保障保険>
新規加入の申込みをされる方は、ご記入ください。
〔指定代理請求人有無〕 どちらかに○印をご記入ください。
〔氏名〕 本人の指定代理請求人1名の氏名をカタカナでご記入ください。
〔続柄コード〕 「申込書兼告知書」裏面をご参照のうえ、数字でご記入ください。

以下の場合、「指定代理請求人指定書」のご提出が必要です。職員互助会までお申し出ください。
<すでに加入されている方>
・指定代理請求人を指定(変更・取消)される場合
「申込書兼告知書」での指定代理請求人指定(変更・取消)のお取扱いはできません。
指定代理請求人指定(変更・取消)の効力発生日は、「指定代理請求人指定書」を引受保険会社が受付けた日です。

【申込日(告知日)】
告知日として重要です。「申込書兼告知書」を記入した日をご記入ください。

【被保険者氏名】 氏名はカタカナでご記入ください。配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。

【性別】 該当する性別に○印をご記入ください。
【生年月日】 該当する年号に○印、および年月日をご記入ください。

【申込内容】 <職員互助会グループ保険><総合医療保険><3大疾病保障保険>
新規加入・加入内容の変更の申込みをされる方は、それぞれのパンフレットの保障額から選択のうえ、ご記入ください。
<職員互助会グループ保険><3大疾病保障保険>
配偶者・子どもは本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
<総合医療保険>
本人の保障額≧配偶者の保障額≧子どもの保障額となるようにお申込みください。

※加入資格のある子どもは全員同額でご加入ください。
※すでに加入されている方で記入がない場合は、同額で継続加入とみなします。
※脱退される方は、「0」をご記入ください。
<職員互助会グループ保険>パンフレット 5~6ページ
<総合医療保険>パンフレット 7ページ
<3大疾病保障保険>パンフレット 8ページ

【申込(告知)印】 [本人・配偶者・子ども]
新規加入・加入内容の変更の申込みをされる方は、必ず押印してください。
※本人・配偶者は別の印を押印してください。

【告知欄】 <職員互助会グループ保険><総合医療保険><3大疾病保障保険>
新規加入・増額の申込みをされる方のみご記入ください。本人(主たる被保険者)が新規加入・増額を希望する申込者の告知をとりまとめるうえ、1または2に○印をご記入ください。
〔1に○印〕 申込者全員の質問事項(「申込書兼告知書」裏面記載)に対する答えが全て「いいえ」となる場合
〔2に○印〕 1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合
※【「はい」の答えがある申込者氏名】欄に該当者の氏名をカタカナでご記入のうえ、あわせて「被保険者の告知書」を商品ごとにご提出ください。保険会社にて新規加入・増額の可否を判断します。

おすすめポイント

記入要領

保障額と保険料

職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

おすすめポイント

記入要領

保障額と保険料

職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

職員互助会グループ保険 月払保険料表 (概算)

月払保険料表(確定)

保障内容		対象	本人・配偶者									こども 2歳6カ月超22歳6カ月以下 (H14.2.2生~R4.2.1生)				
			3,000万円	2,500万円	2,000万円	1,500万円	1,000万円	800万円	500万円	300万円	200万円	100万円	400万円	300万円	200万円	100万円
疾病による死亡(高度障がい)についての保障額	死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,600万円	3,000万円	2,400万円	1,800万円	1,200万円	960万円	600万円	360万円	240万円	120万円	480万円	360万円	240万円	120万円
	不慮の事故による死亡・障がい・入院についての保障額	死亡保険金額(高度障がい保険金額) + 災害保険金額(障がい給付金額)【障がい等級1級】														
	障がい給付金額(障がい等級2級~6級 ※1)	420~60万円	350~50万円	280~40万円	210~30万円	140~20万円	112~16万円	70~10万円	42~6万円	28~4万円	14~2万円	56~8万円	42~6万円	28~4万円	14~2万円	
	入院給付金額(5日以上入院のとき)1日につき ※2		9,000円	7,500円	6,000円	4,500円	3,000円	2,400円	1,500円	900円	600円	300円	1,200円	900円	600円	300円
年齢		性別	月払保険料 (概算)									月払保険料(確定)				
17歳6カ月超35歳6カ月以下 (H1.2.2生~H19.2.1生)		男性	5,167円	4,305円	3,445円	2,583円	1,722円	1,378円	860円	516円	344円	171円	400円	300円	200円	100円
		女性	4,300円	3,583円	2,867円	2,149円	1,433円	1,146円	716円	429円	286円	142円				
35歳6カ月超40歳6カ月以下 (S59.2.2生~H1.2.1生)		男性	5,830円	4,858円	3,887円	2,914円	1,943円	1,554円	971円	582円	388円	193円				
		女性	5,346円	4,454円	3,564円	2,672円	1,782円	1,425円	890円	534円	356円	177円				
40歳6カ月超45歳6カ月以下 (S54.2.2生~S59.2.1生)		男性	6,927円	5,772円	4,618円	3,463円	2,309円	1,847円	1,154円	692円	461円	230円				
		女性	5,932円	4,943円	3,955円	2,965円	1,977円	1,582円	988円	592円	395円	197円				
45歳6カ月超50歳6カ月以下 (S49.2.2生~S54.2.1生)		男性	8,737円	7,280円	5,825円	4,368円	2,912円	2,330円	1,455円	873円	582円	290円				
		女性	7,258円	6,048円	4,839円	3,628円	2,419円	1,935円	1,209円	725円	483円	241円				
50歳6カ月超61歳6カ月以下 (S38.2.2生~S49.2.1生)		男性	13,200円	11,000円	8,800円	6,600円	4,400円	3,520円	2,200円	1,320円	880円	440円				
		女性														
61歳6カ月超70歳6カ月以下 (S29.2.2生~S38.2.1生)		男性	21,240円	17,700円	14,160円	10,620円	7,080円	5,664円	3,540円	2,124円	1,416円	708円				
		女性														

※1 障がい給付金の額は、障がいの程度(障がい等級)に応じて定まります。
 ※2 ただし、同一の不慮の事故による入院について、120日(入院日数)を限度とします。

- 在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は8月給与から)退職者の保険料については、別途ご案内いたします。退職後継続加入のお取扱いについては、9ページをご確認ください。
- 《本人・配偶者》の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和6年8月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。《こども》の保険料は1人あたりの確定保険料です。記載の保険料は、確定保険料を含め、令和6年2月26日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 本人在職中の配偶者・こどもの加入保険金額は、本人の保険金額の範囲内かつこども400万円を限度とします。
- 本人が年齢49歳6カ月以下で退職される場合は、退職後の継続加入はできません。また、こどもについては、本人が退職後継続加入をされた場合でも継続加入できません。

総合医療保険

保障額と保険料 ＜在職者様用＞

総合医療保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。職員互助会グループ保険で、すでに退職後継続加入中の方は、総合医療保険には新規にご加入になれません。

総合医療保険 月払保険料表(概算)

保障内容	対象	本人・配偶者		
		10,000円	5,000円	3,000円
入院給付金日額				
年齢		月払保険料(概算)		
17歳6カ月超20歳6カ月以下 (H16.2.2生~H19.2.1生)		1,390円	695円	417円
20歳6カ月超25歳6カ月以下 (H11.2.2生~H16.2.1生)		2,040円	1,020円	612円
25歳6カ月超30歳6カ月以下 (H6.2.2生~H11.2.1生)		2,690円	1,345円	807円
30歳6カ月超35歳6カ月以下 (H1.2.2生~H6.2.1生)		2,830円	1,415円	849円
35歳6カ月超40歳6カ月以下 (S59.2.2生~H1.2.1生)		2,770円	1,385円	831円
40歳6カ月超45歳6カ月以下 (S54.2.2生~S59.2.1生)		2,900円	1,450円	870円
45歳6カ月超50歳6カ月以下 (S49.2.2生~S54.2.1生)		3,510円	1,755円	1,053円
50歳6カ月超55歳6カ月以下 (S44.2.2生~S49.2.1生)		4,600円	2,300円	1,380円
55歳6カ月超60歳6カ月以下 (S39.2.2生~S44.2.1生)		6,180円	3,090円	1,854円
60歳6カ月超65歳6カ月以下 (S34.2.2生~S39.2.1生)		8,210円	4,105円	2,463円
65歳6カ月超69歳6カ月以下 (S30.2.2生~S34.2.1生)		11,270円	5,635円	3,381円
69歳6カ月超70歳6カ月以下 (S29.2.2生~S30.2.1生)		13,240円	6,620円	3,972円

保障内容	対象	子ども	
		5,000円	3,000円
入院給付金日額			
年齢		月払保険料(概算)	
2歳6カ月超22歳6カ月以下 (H14.2.2生~R4.2.1生)		870円	522円

- 在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は8月給与から)退職者の保険料については、別途ご案内いたします。退職後継続加入のお取扱いについては、17ページをご確認ください。
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和6年8月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金日額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 本人が年齢49歳6カ月以下で退職される場合は、退職後の継続加入はできません。また、子どもについては、本人が退職後継続加入をされた場合でも継続加入できません。

3大疾病保障保険

保障額と保険料 ＜在職者様用＞

3大疾病保障保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。職員互助会グループ保険で、すでに退職後継続加入中の方は、3大疾病保障保険には新規にご加入になれません。

3大疾病保障保険 月払保険料表(概算)

対象	死亡保険金・3大疾病保険金		500万円	400万円	300万円	200万円	100万円	
	上皮内新生物診断保険金		50万円	40万円	30万円	20万円	10万円	
	満年齢	性別	月払保険料(概算)					
本人・配偶者	本人	15歳*~19歳 (H16.8.2生~H21.8.1生)	男性	970円	776円	582円	388円	194円
			女性	885円	708円	531円	354円	177円
		20歳~21歳 (H14.8.2生~H16.8.1生)	男性	1,150円	920円	690円	460円	230円
			女性	980円	784円	588円	392円	196円
		22歳~24歳 (H11.8.2生~H14.8.1生)	男性	1,150円	920円	690円	460円	230円
			女性	980円	784円	588円	392円	196円
		25歳~29歳 (H6.8.2生~H11.8.1生)	男性	1,225円	980円	735円	490円	245円
			女性	1,210円	968円	726円	484円	242円
		30歳~34歳 (H1.8.2生~H6.8.1生)	男性	1,415円	1,132円	849円	566円	283円
			女性	1,645円	1,316円	987円	658円	329円
		35歳~39歳 (S59.8.2生~H1.8.1生)	男性	1,875円	1,500円	1,125円	750円	375円
			女性	2,425円	1,940円	1,455円	970円	485円
		40歳~44歳 (S54.8.2生~S59.8.1生)	男性	2,415円	1,932円	1,449円	966円	483円
			女性	3,450円	2,760円	2,070円	1,380円	690円
		45歳~49歳 (S49.8.2生~S54.8.1生)	男性	3,785円	3,028円	2,271円	1,514円	757円
			女性	4,450円	3,560円	2,670円	1,780円	890円
		50歳~54歳 (S44.8.2生~S49.8.1生)	男性	5,790円	4,632円	3,474円	2,316円	1,158円
			女性	5,615円	4,492円	3,369円	2,246円	1,123円
		55歳~59歳 (S39.8.2生~S44.8.1生)	男性	8,930円	7,144円	5,358円	3,572円	1,786円
			女性	6,740円	5,392円	4,044円	2,696円	1,348円
		60歳~64歳 (S34.8.2生~S39.8.1生)	男性	13,850円	11,080円	8,310円	5,540円	2,770円
			女性	8,550円	6,840円	5,130円	3,420円	1,710円
		65歳~69歳 (S29.8.2生~S34.8.1生)	男性	20,930円	16,744円	12,558円	8,372円	4,186円
			女性	11,465円	9,172円	6,879円	4,586円	2,293円

- *本人は満17歳、配偶者は満18歳から加入可能です。
- 3大疾病保障保険における年齢は満年齢で記載しております。
※「満年齢」は、更新日時点での被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は8月給与から)退職者の保険料については、別途ご案内いたします。退職後継続加入のお取扱いについては、20ページをご確認ください。
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、効力発生日(令和6年8月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。
年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 本人が年齢49歳6カ月以下で退職される場合は、退職後の継続加入はできません。また、子どもについては、本人が退職後継続加入をされた場合でも継続加入できません。

記入要領

保障額と保険料

職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

記入要領

保障額と保険料

職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

おすすめポイント

おすすめポイント

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

受取人

- 本人の死亡保険金・災害保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。複数の受取人を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の提出が必要です。本人の死亡保険金受取人の指定のない場合は「約款順位」となります。(4ページの「申込書兼告知書」記入要領をご覧ください。)
- 配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金・給付金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・給付金受取人は本人(主たる被保険者)です。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。配当金は、この保険契約の保険期間中にすべてのご加入者(被保険者)に払込みいただいた保険料とお受取りになられた保険金・給付金、加入率(加入者数(被保険者数)を加入対象者数で除した数値(*)等、ならびに毎年引受保険会社各社の意思決定機関にて決定される配当率を基礎として、算出されます。(*)加入者数(被保険者数)、加入対象者数には退職者・配偶者・子どもは含まれません。※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険金の年金受取り

- 保険金・給付金請求の際、受取人の希望により、保険金・給付金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
 - ※子どもを被保険者とする保険金・給付金は対象外です。
 - ※年金基金として設定する保険金・給付金が少額の場合、保険金・給付金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年4回受取り (3カ月ごと)	基金設定日の翌月1日	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					
	20年					
保証期間付終身年金	終身(保証期間15年)	同上	同上	同上	同上(ただし、一括受取りの請求期間は保証期間までとなります。)	保証期間中に死亡された場合、残存保証期間に対応する未払年金現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

- ・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
 - 年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで(据置期間)の配当金のお支払方法について】

- ・所定の利率(*)による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。(*)利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。
 - ※第1回年金年額が24万円以上で、かつ、年金基金原資額が200万円以上となる場合に限り、年金でのお受取りができます。(上記以外の場合は、一時金でのお受取りとなります。)
 - ※年金受取方法を年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。
 - ※保証期間付終身年金は、第1回年金受取り時の年金受取人の方が年齢39歳6カ月超の場合のみ選択可能です。

職員互助会グループ保険 団体定期保険

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- 死亡保障・高度障がい保障
- 不慮の事故による障がい保障・入院保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

職員互助会グループ保険に加入される方は、総合医療保険・3大疾病保障保険にもお申込みができます。(職員互助会グループ保険のみの加入もできます。)

加入資格

- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認ください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

- 本人** 会員の方で年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。
- 配偶者** 本制度にご加入の会員の配偶者の方で年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。
- 子ども** 本制度にご加入の会員の扶養する子ども(*)で年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の保障について】

【職員互助会グループ保険の継続加入】

- ・本人が5年以上継続加入されており、年齢49歳6カ月を超えて退職された場合、本人・配偶者は退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。子どもは継続加入できません。ただし、次期更新日以降の保障額は、退職時に加入していた保障額もしくは500万円のいずれか低い金額が限度となります。
 - ※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

【その他の取扱い】

- ・本人・配偶者・子どもは、2年を超えて継続して職員互助会グループ保険(団体定期保険)に加入されると、退職後は所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して所定の個人保険(終身保険・養老保険)に加入することができます。
 - ※退職後の保障の取扱詳細については、別途ご案内いたします。

(ご注意)

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【職員互助会グループ保険の継続加入】のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和7年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 原則毎年1回、募集期間中のみ脱退のお取扱いをします。

職員互助会グループ保険 団体定期保険

税務上のお取扱い

〈保険料〉

- 主契約およびこども特約の実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、(こども)災害保障特約の実質保険料は、生命保険料控除の対象外となります。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
- ※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
- ※当職員互助会グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当職員互助会グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

- 死亡保険金・災害保険金
《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
- 《配偶者・こども》 本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

- 高度障がい保険金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

〈給付金〉

- 障がい給付金・入院給付金・・・被保険者が受取人の場合、非課税です。

〈年金〉

- 年金・・・(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額 = (年金年額 + 年金開始後配当金) - 必要経費※

$$\text{※必要経費} = \text{年金年額} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額} - \text{除配当金}}$$

税務の取扱い等について、令和5年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金・給付金のお支払事由

〈死亡保険金〉

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

〈高度障がい保険金〉

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。
なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したもとして取扱います。
したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
(*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
(*2)対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【災害保障特約】

〈災害保険金〉

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日(*1)以後に発病した所定の感染症(*4)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。
上記によって災害保険金をお支払いする場合に、障がい給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。
(1)災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき
(2)災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

〈障がい給付金〉

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に14ページ<別表 給付割合表(*3)>のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障がい給付金をお支払いします。
(1)身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額
(2)身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと(ただし、約款に定める身体の同一部位(*3)(以下、単に「同一部位」といいます。))に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額

上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのあった身体の同一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい(以下、「前障がい」といいます。))を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合)を差引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。
(14ページ<別表 給付割合表>参照)
障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。
なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。

〈入院給付金〉

引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日(*1)以後に発生した不慮の事故(*3)による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院(*5)をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。
被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数(その入院の退院日までの入院日数)については、保険期間中の入院として取扱います。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日(更新前の入院日数を含みます。)を限度とします。
同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。

職員互助会グループ保険 団体定期保険

(* 3)詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)保険金・給付金のお受取りについて

(* 4)所定の感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD - 10(2003年版)準拠」によるものとし、また、

分類項目

コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎<ポリオ>、ラッサ熱、クリミア・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱、マールブルグ<Marburg>ウイルス病、エボラ<Ebola>ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群 [SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)

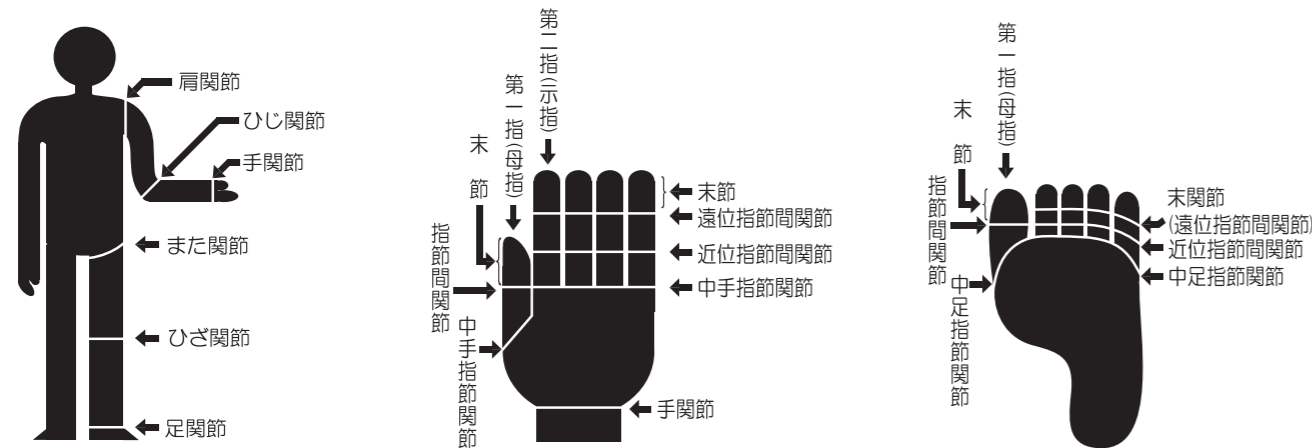
(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。)である感染症をいいます。)は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「所定の感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「所定の感染症」に含まれません。

- (1)一類感染症、二類感染症または三類感染症
- (2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
- (3)指定感染症

(* 5)所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
- (2)(1)の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

～14ページ<別表 給付割合表>における部位の補足説明～



<別表 給付割合表>

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36.脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

総合医療保険 総合医療保険(団体型)

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。
●ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄**
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

総合医療保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。職員互助会グループ保険で、すでに退職後継続加入中の方は、総合医療保険には新規にご加入になれません。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。
給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回※3
手術給付金(20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金(5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(*)が平成24年4月1日以前の場合、加入日(*)からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
<対象外の手術の例>・・・「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびに「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

職員互助会グループ保険 団体定期保険

保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

- 【主契約】
- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(*2)
 - (*1)保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
 - (*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

- 【災害保障特約】
- 引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
 - ・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき。
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - ・地震、噴火または津波によるとき。(*3)
 - ・戦争その他の変乱によるとき。(*3)
 - (*3)ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

- 【死亡保険金以外の保険金・給付金】
- 高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*)時以後に生じた場合にかぎります。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(*)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。

- 【すべての保険金・給付金】
- 次の場合には、保険金・給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(*)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。
 - 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻ししません。
 - 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻ししません。
 - 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
 - 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
 - ※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

給付金のお支払事由

〈入院給付金〉

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院をされた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けられることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(*)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(*)からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取術のための入院であってもお支払対象となります。
 - ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院をされた場合にかぎります。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。以下、「加入日(*)」については同じ内容を表しています。
- ・お支払いは、1回の入院について124日、通算して1,095日を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- ・複数回の入院をされた場合、以下のようにお取り扱いいたします。
 - 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、それぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなし、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いすることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

〈入院療養給付金〉

- ・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎります。
- ・すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
 - ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

〈手術給付金(20倍)〉

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
 - ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
 - ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
 - ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(*)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(*)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

総合医療保険

総合医療保険(団体型)

加入資格

- 総合医療保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。
- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人 公的医療保険制度に加入している会員の方で年齢17歳6カ月超70歳6カ月以下の方。

配偶者 本制度にご加入の会員の配偶者の方で年齢満18歳以上70歳6カ月以下の方。

子ども 本制度にご加入の会員の扶養する(*)子どもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
(*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【総合医療保険の退職後継続加入について】

職員互助会グループ保険に退職後継続加入される場合、本人・配偶者は退職後も年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。子どもは継続加入できません。ただし、次期更新日以降の保障額は、退職時に加入していた保障額もしくは本人5,000円、配偶者3,000円のいずれか低い金額が限度となります。
※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。
※職員互助会グループ保険の退職後継続加入のお取り扱いについては、9ページをご確認ください。

(ご注意)

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④本人の保障額≧配偶者の保障額≧子どもの保障額となるようにお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【総合医療保険の退職後継続加入について】のとおり継続加入いただくことができます。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和7年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 原則毎年1回、募集期間中のみ脱退のお取扱いをします。

受取人

- 本人(主たる被保険者)・配偶者・子どもの入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)です。

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

- 3大疾病[がん・急性心筋梗塞・脳卒中]に備える一時金の保障
- 死亡保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- チェック欄
- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

3大疾病保障保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。職員互助会グループ保険で、すでに退職後継続加入中の方は、3大疾病保障保険には新規にご加入になれません。

加入資格

- 3大疾病保障保険は、職員互助会グループ保険に加入される方のみお申込みができます。
- 以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

本人	会員の方で年齢満17歳以上満69歳以下の方。
配偶者	本制度にご加入の会員の配偶者の方で年齢満18歳以上満69歳以下の方。
子ども	本制度にご加入の会員の扶養する子ども(*)で年齢満15歳以上満21歳以下の方。ただし、加入資格のある子どもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。 (*)健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。

【退職後の保障について】

〔3大疾病保障保険の継続加入〕

職員互助会グループ保険に退職後継続加入される場合、本人・配偶者は退職後も満69歳まで継続加入することができます。子どもは継続加入できません。ただし、次期更新日以降の保障額は、退職時に加入していた保障額もしくはそれ以下の保障額となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・子どもの新規加入・増額はできません。

※職員互助会グループ保険の退職後継続加入のお取り扱いについては、9ページをご確認ください。

〔その他の取扱い〕

・本人・配偶者・子どもは、2年を超えて継続して3大疾病保障保険に加入されると、退職後は所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して所定の個人保険に加入することができます。

※退職後の保障の取扱詳細については、別途ご案内いたします。

(ご注意)

- ①ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・子どものみで加入することはできません。
- ④配偶者・子どもは、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に本人に対する3大疾病保険金が支払われた場合や、本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・子ども自動的に脱退となります。
- ⑥本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記〔3大疾病保障保険の継続加入〕のとおり継続加入いただくことができます。
- ⑦被保険者が余命6カ月以内と判断されることを保険契約者または被保険者が申込時に知っていた場合、その被保険者にはりビング・ニーズ特約の効力は生じません。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～令和7年7月31日までです。以降は毎年8月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 原則毎年1回、募集期間中のみ脱退のお取扱いをします。

総合医療保険

総合医療保険(団体型)

〈手術給付金(5倍)〉

・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。

①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。ただし、総合医療保険(団体型)の加入日(*)が平成24年4月1日以前の場合、当該加入日(*)からその日を含めて1年以内に受けられた骨髄幹細胞の採取術であってもお支払対象となります。

※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における手術にかぎります。

・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

・お支払いは、通算30回を限度とします。
※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

〈放射線治療給付金〉

・お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受けられた場合にかぎります。

・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設における施術にかぎります。

・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。

(ご注意)
給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は「ご加入のみなさまへ」をご覧ください。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

税務上のお取扱い

〈保険料〉

● この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料(保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。

※生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当総合医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈給付金〉

● 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金は、主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。

税務の取扱い等について、令和5年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。

個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

- 被保険者は、左記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人をご指定の場合、3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金とも同一のご指定となります。
- 本人が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は本人となります。なお、ごどもは指定代理請求人を指定できません。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

税務上のお取扱い

〈保険料〉

- 主契約および家族特約の保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
 - ※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)
 - ※一般生命保険料控除の対象となる保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
 - ※当3大疾病保障保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当3大疾病保障保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

〈保険金〉

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。
 - 死亡保険金
 - 《本人》 相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 - 《配偶者・ごども》 本人が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
 - リビング・ニーズ特約の特約保険金
 - 被保険者が受取人の場合、非課税です。
 - ※特約保険金をお受取り後、受取人(被保険者)が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。
- 税務の取扱い等について、令和5年12月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

保険金のお支払事由

●主契約および家族特約

3大疾病保険金	<ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が次の①から③までのいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて悪性新生物(別表1)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。) ※他の所見による診断確定として、例えば、肝臓がん等、多くの臨床経験から専門医の合意により確立された最新のガイドラインに基づき、他の所見による診断確定を基準としているがんについて、画像診断による診断確定を認めることがあります。 ②被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> (ア)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき (イ)急性心筋梗塞(別表2)を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき ③被保険者が加入日(*)以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき <ul style="list-style-type: none"> (ア)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障がい、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (イ)脳卒中(別表3)を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所(別表5)において手術(別表6)を受けられたとき
----------------	---

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

この保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、本人は保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・ごどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、ごどもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡された場合は、本人の脱退日・死亡日、本人について3大疾病保険金が支払われた場合は、本人が3大疾病保険金の支払事由に該当した日、本人の死亡保険金の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、そのお支払いに必要な書類が引受保険会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた場合は、その日
 - ③ごどもが加入資格を失われた場合は、次の更新日の前日
- 脱退された場合、この保険契約の保障は終了します。保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。ただし、退職者の方は保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料を返金します。(例えば、在職者が3月24日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。退職者が3月24日に脱退された場合も3月31日が保障終了日となりますが、払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。)

受取人

- 3大疾病保険金、上皮内新生物診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金の受取人について：被保険者が本人・配偶者の場合、被保険者ご自身です。被保険者がごどもの場合、本人です。
- 死亡保険金の受取人について：被保険者が本人の場合、本人の配偶者・ごども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。複数の受取人を指定される場合は、「死亡保険金受取人指定書」の提出が必要です。本人の死亡保険金受取人の指定のない場合は「約款順位」となります。(4ページの「申込書兼告知書」記入要領をご覧ください。)被保険者が配偶者・ごどもの場合、本人です。

指定代理請求人によるご請求

- 被保険者が保険金の受取人の場合で、保険金の受取人が保険金をご請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。
- 被保険者は、あらかじめ指定代理請求人をご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合 ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。 <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者と次の関係にある人 <ul style="list-style-type: none"> (ア)戸籍上の配偶者 (イ)直系血族 (ウ)兄弟姉妹 (エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 <ul style="list-style-type: none"> (オ)同居または生計を一にしている人 (カ)財産管理を行っている人 (キ)死亡保険金受取人 (ク)その他前(オ)～(キ)までに掲げる人と同等の関係にある人 なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・3大疾病保険金 ・上皮内新生物診断保険金 ・リビング・ニーズ特約の特約保険金

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

<p>3大疾病保険金</p>	<p>●この保険契約の全部または一部が更新されない場合で、被保険者がその被保険者についての保険期間満了の日からその日を含めて60日以内に上記②(ア)または③(ア)の診断を受けたときは、引受保険会社はその被保険者についての保険期間満了の日に診断を受けたものとみなして3大疾病保険金をお支払いします。</p> <p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3大疾病保険金と死亡保険金は、同一の被保険者についていずれか一方のみのお支払いとなります。3大疾病保険金をお支払いする前にその被保険者について死亡保険金の請求を受け、死亡保険金をお支払いするときは、引受保険会社は、3大疾病保険金をお支払いできません。 ●3大疾病保険金をお支払いした場合、この保険契約のその被保険者に対する部分は、3大疾病保険金の支払事由に該当したときから、消滅したものとします。3大疾病保険金をお支払いした場合、その支払い後にその被保険者について死亡保険金の請求を受けても、引受保険会社は、死亡保険金をお支払いできません。
<p>上皮内新生物診断保険金</p>	<p>●被保険者が加入日(*)以後保険期間中に、加入日(*)前を含めて初めて上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物(別表4)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき</p> <p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上皮内新生物・皮膚のその他の悪性新生物と診断確定された場合でも、悪性新生物(別表1)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡についての保障は継続します。 ●上皮内新生物診断保険金は、同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。
<p>死亡保険金</p>	<p>●被保険者が保険期間中に死亡されたとき</p>

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

●リビング・ニース特約

<p>リビング・ニース特約の特約保険金</p>	<p>●被保険者が保険期間中にその余命が6カ月以内と判断されるとき</p> <p>ご注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リビング・ニース特約の特約保険金の支払い前にその被保険者について死亡保険金または3大疾病保険金が支払われるときには、リビング・ニース特約の特約保険金は支払いません。この場合、死亡保険金または3大疾病保険金の受取人からご請求ください。 ●余命6カ月以内の判断は、引受保険会社が行います。余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは引受保険会社が確認を行った結果に基づいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合、請求日に、この保険契約のその被保険者に対する部分は消滅したものとします。死亡保険金の一部をお支払いした場合、保険金額は保険金の受取人が指定した保険金額分について、請求日に減額されたものとします。 ●特約保険金は同一の被保険者について1回かぎりのお支払いとなります。
--------------------------------	---

別表1 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00~C14
消化器の悪性新生物	C15~C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30~C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40~C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43~C44)のうち 皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45~C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51~C58
男性生殖器の悪性新生物	C60~C63
腎尿路の悪性新生物	C64~C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69~C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73~C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76~C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81~C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症<多血症>	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物(D47)のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性(出血性)血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患(D76)のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号	
/3	・・・悪性、原発部位
/6	・・・悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9	・・・悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表2 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1)典型的な胸部痛の病歴 (2)新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3)心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患(I20~I25)のうち 急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

別表3 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる)により脳の血液の循環が急激に障がいされることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患(I60~I69)のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63

別表4 対象となる上皮内新生物等

1. 対象となる上皮内新生物等とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物(C43~C44)のうち	
皮膚のその他の悪性新生物	C44
上皮内新生物	D00~D09

2. 上記1において「上皮内新生物等」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類一腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

(1) 皮膚のその他の悪性新生物(C44)

第5桁性状コード番号
／3 . . . 悪性、原発部位
／6 . . . 悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 . . . 悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

(2) 上皮内新生物(D00~D09)

第5桁性状コード番号
／2 . . . 上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性

別表5 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表6 手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①~④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- ① 開頭術
- ② 開胸術
- ③ ファイバースコープ手術
- ④ 血管・バスケットカテーテル手術

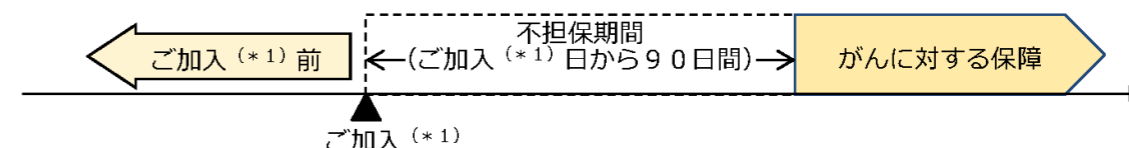
保険金をお支払いしない場合等(詳細)

がんについて保険金をお支払いしない場合

●がんと診断確定される時期によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

<がんに対する保障のイメージ>

○がんに対する保障については、ご加入(*1)日から90日間は不担保期間となり、不担保期間が経過した後に保障を開始します。(急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については、ご加入(*1)日から保障を開始します。)



●がん(悪性新生物)と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入(*1)前にがん(悪性新生物)と診断確定されていた場合、3大疾病保険金はお支払いできません。この場合、ご加入(*1)日以後に新たにご加入(*1)日にがん(悪性新生物)と診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません(*2)。ただし、急性心筋梗塞、脳卒中、がん(上皮内新生物等)、死亡については保障します。

- 被保険者が不担保期間にご加入(*1)日にがん(悪性新生物)と診断確定された場合、3大疾病保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにご加入(*1)日にがん(悪性新生物)と診断確定された場合には、3大疾病保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん(悪性新生物)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(悪性新生物)の再発・転移等と認められるときは、3大疾病保険金はお支払いできません。

●がん(上皮内新生物等)と診断確定されてもお支払いできない場合

- 被保険者がご加入(*1)前にがん(上皮内新生物等)と診断確定されていた場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。この場合、ご加入(*1)日以後に新たにご加入(*1)日にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません(*3)。ただし、がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中、死亡については保障します。
- 被保険者が不担保期間にご加入(*1)日にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。不担保期間が経過した後に、新たにご加入(*1)日にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合には、上皮内新生物診断保険金の支払対象となります。ただし、不担保期間が経過した後にがん(上皮内新生物等)と診断確定された場合でも、不担保期間に診断確定されたがん(上皮内新生物等)の再発・転移等と認められるときは、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

- (*1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (*2) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、3大疾病保険金はお支払いできません。
- (*3) 不担保期間が経過した後に診断確定された場合であっても、上皮内新生物診断保険金はお支払いできません。

3大疾病保障保険

3大疾病保障保険(団体型)

<3大疾病保険金>

- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病がご加入(*1)日以後に生じた場合にかぎり
ます。(原因となる疾病がご加入(*1)前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)
- したがって、原因となる疾病がご加入(*1)前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等
について告知いただいているかどうかにかかわらず、これらの保険金はお支払対象となりません。

<死亡保険金>

- 引受保険会社は、被保険者が次のいずれかにより死亡された場合には、死亡保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
- ・保険契約者の故意。
- ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱。(*4)

(*4)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が
少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支
払いします。

<リビング・ニーズ特約の特約保険金>

- 引受保険会社は、リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビ
ング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
- ・戦争その他の変乱。(*5)

(*5)ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニーズ特約の計算
の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニーズ特約の特約保険金の
全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

<すべての保険金>

- 次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

告知義務違反による解除の場合

ご加入(*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げず
または事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(*1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の
発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部また
はその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契
約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込
まれた保険料は払戻しません。

保険契約が失効した場合

保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。

重大事由による解除の場合

- 次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を詐取す
る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
 - ②この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ③保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の(ア)~(オ)のいずれかに該当するとき。

- (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その
他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を
受けていると認められること
- (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を
困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。



職員互助会グループ保険

総合医療保険

3大疾病保障保険

共通

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人広島市職員互助会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付団体定期保険契約・家族特約付総合医療保険(団体型)契約および家族特約付リビング・ニーズ特約付個人保険への加入に関する特約付3大疾病保障保険(団体型)契約に基づいて運営します。
- 団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和5年12月5日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社

日本生命保険相互会社 (53.0%) (事務幹事会社)	住友生命保険相互会社 (6.5%)
明治安田生命保険相互会社 (17.0%)	太陽生命保険株式会社 (5.0%)
富国生命保険相互会社 (10.0%)	アクサ生命保険株式会社 (0.5%)
第一生命保険株式会社 (8.0%)	

- 総合医療保険(団体型)の引受保険会社：日本生命保険相互会社
- 3大疾病保障保険(団体型)の引受保険会社：日本生命保険相互会社

制度内容の変更

- 一般財団法人広島市職員互助会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

個人情報の取扱いに関する一般財団法人広島市職員互助会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般財団法人広島市職員互助会(以下、「団体」といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
- 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
- また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

【職員互助会グループ保険・3大疾病保障保険】～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人(以下、「受取人および代理人」といいます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「障がい」の表記

- 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

特に重要なお知らせ

一般財団法人 広島市職員互助会

職員互助会グループ保険 < 団体定期保険 >

総合医療保険 < 総合医療保険(団体型) >

3大疾病保障保険 < 3大疾病保障保険(団体型) >

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。
お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

【職員互助会グループ保険】

- ご契約の概要について(契約概要) 1,2ページ
- 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報) . . . 3,4ページ
- 正しく告知いただくために 5,6ページ

【総合医療保険】

- ご契約の概要について(契約概要) 7,8ページ
- 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報) . . 9,10ページ
- 正しく告知いただくために 11,12ページ
- ご加入のみなさまへ 13~15ページ

【職員互助会グループ保険・総合医療保険 共通】

- ご加入の生命保険をご活用いただくために 16ページ

【3大疾病保障保険】

- ご契約の概要について(契約概要) 17,18ページ
- 特に注意いただきたい事項について(注意喚起情報) . 19,20ページ
- 正しく告知いただくために 21,22ページ

職員互助会グループ保険 ご契約の概要について（契約概要）

団体定期保険

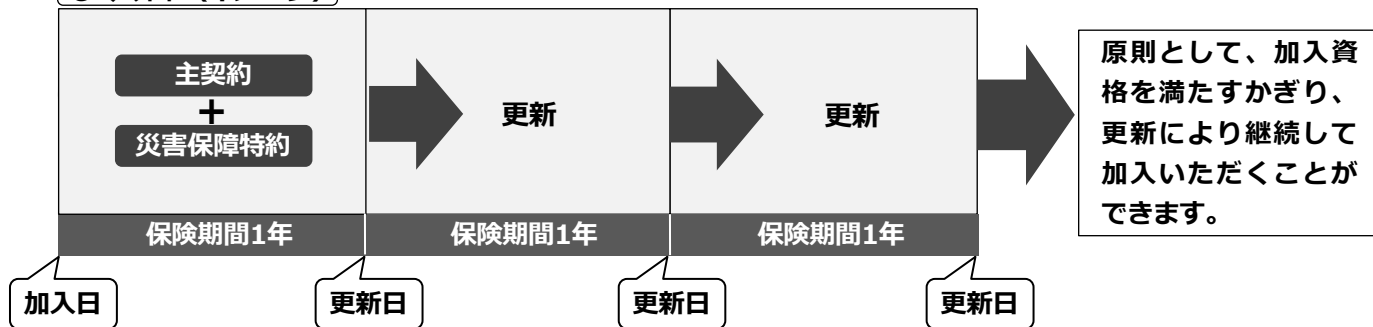
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけでなく、年金として受取ることを選択いただくことができます。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

- 以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

主契約	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
災害保障特約	高度障がい保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の病気やケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金を重複してお支払いすることはありません。

災害保障特約	災害保険金	保険期間中に、加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日（*）以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
	障がい給付金	保険期間中に、加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合
	入院給付金	加入日（*）以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。 ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合（この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお引受けしている場合）は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 一般財団法人広島市職員互助会

事務幹事会社 日本生命保険相互会社

日本2022団基-78-1(2023.11.27)

日本-団-2023-454-12887-M (R6.3.5) 団B簡-災(傷or増or交)A型B年JPJ

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

団体定期保険

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みに際してはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
- ※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

保険金・給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。

【主契約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【災害関係特約】（注1）

- 次のいずれかにより保険金・給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

【死亡保険金以外の保険金・給付金】

- 原因となる傷病や不慮の事故等が加入日（*）前に生じている場合

【すべての保険金・給付金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

（注1）災害関係特約とは、次の特約のことをいいます。
・災害保障特約 ・傷害特約 ・災害割増特約
・交通災害特約 ・労働災害保障特約

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先） 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために 団体定期保険

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認ください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただいただけでは告知いただいたことになり ません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、 保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（*）
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）

（*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

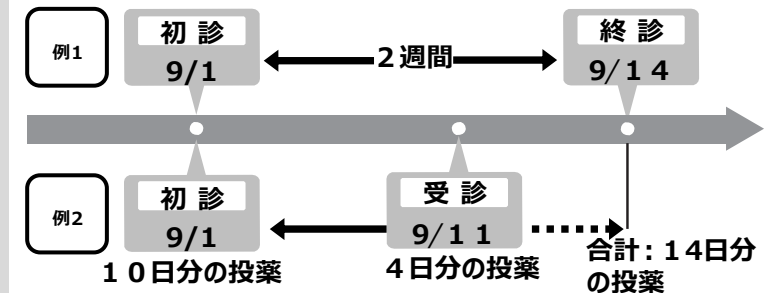
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（*）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。（配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。）
2. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3. 申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり*3、医師の治療・投薬*2を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



（注1） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のけせ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2） 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。（この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印（告知印）」を押印してください。）

（注3） 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険 ご契約の概要について（契約概要）

総合医療保険（団体型）

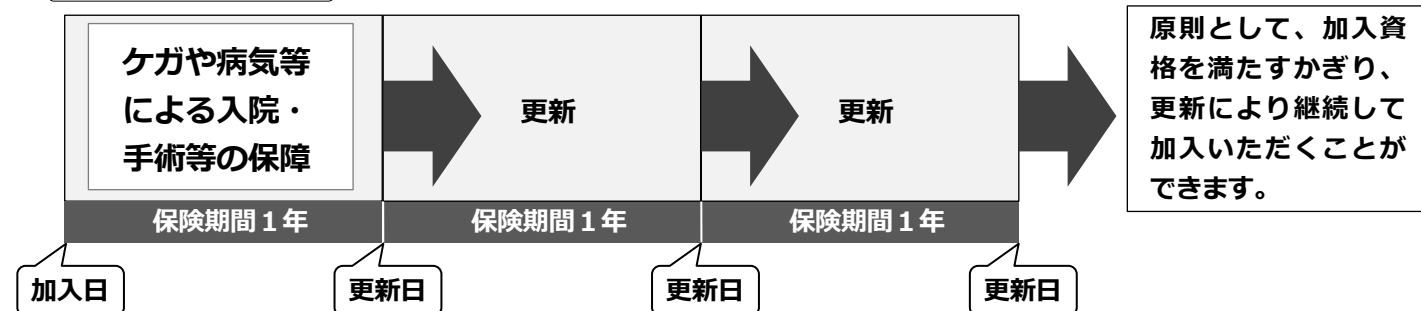
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

- 保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金（20倍） ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	通算なし
手術給付金（5倍） ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

- 給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（*）以後に生じることが必要となります。
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険（団体型）への加入日（*）からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎりず。

- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数（回数）を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等
また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。
この場合、手術給付金（20倍）をお支払いするときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

- 保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や左表の注記（※1～※4）等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した総合医療保険（団体型）契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご参照ください。

契約者 一般財団法人広島市職員互助会
引受保険会社 日本生命保険相互会社
日本2018医基-11-3(2023.3.23)
日本-医-2023-454-12888-M (R6.3.5) 総医②基本療簡

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

総合医療保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

（*）保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、すべてのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。給付金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきますことがあります。

※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約の効力は発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

給付金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
 - （1）次のいずれかにより給付金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態、泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間や、法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
 - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき（原因の如何を問いません。）
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - （2）原因となる疾病や不慮の事故が加入日（*）前に生じている場合
※ただし、加入日（*）からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日（*）以後の原因によるものとみなします。
 - （3）告知義務違反による解除の場合
 - （4）詐欺による取消の場合
 - （5）不法取得目的による無効の場合
 - （6）保険契約が失効した場合
 - （7）重大事由による解除の場合
- 詳細は、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

- この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容（以下、「お支払事由等」といいます。）にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（お問合せ先）

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。
ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があらわれる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために 医療保険 (※)

(※) 医療保険の対象商品：総合医療保険 (団体型) ・新医療保障保険 (団体型) ・医療保障保険 (団体型)

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。

この保険への新たなお加入もしくは給付金日額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。
この保険に新たにご加入もしくは給付金日額等の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただいただけでは告知いただいたことになり ません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っています。傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただきます、給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することがあります。（*）
 - 責任開始日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、給付金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金等のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

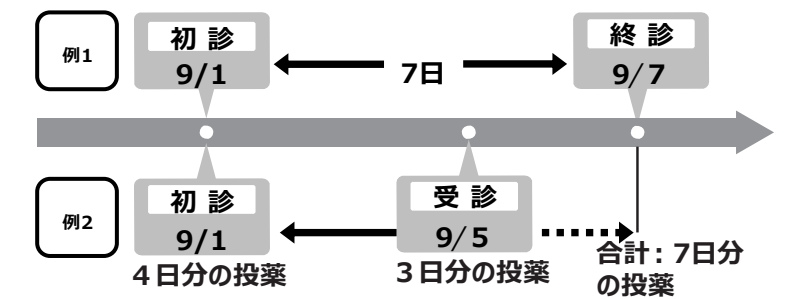
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（*）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬 *1 を受けたことがありますか。
2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または 7日以上にわたり *2、医師の治療・投薬 *1 を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



（注1） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2） 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由で生命保険会社へご提出ください。（この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印（告知印）」を押印してください。）

（注3） 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ (お申込みの前に必ずお読みください。)

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたのご契約内容が登録されます。

なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約(総合医療保険(団体型))を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、「医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- 被保険者の氏名、生年月日および性別
 - 保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - 治療給付率
 - 入院給付金日額
 - 保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - 保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
 - 契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・入院療養給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、入院療養給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勤奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
入院療養給付金	入院給付金の支払われる入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 (ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます)

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません (ただし、60日の間に1回のお支払いとなります)

- *1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
*2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限り、ます。
*3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

- 次のすべての条件を満たす入院をしたとき
 - その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
 - 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
(注)医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。
(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
 - 1泊2日以上継続した入院であること
 - 別表3に定める病院または診療所における入院であること
- 次のすべての条件を満たす入院をしたとき
 - 骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
 - 1泊2日以上継続した入院であること
 - 別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金・入院療養給付金の支払に関するその他の事項

- 2回以上入院をされた場合
 - 入院給付金について
それぞれ入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
 - 入院療養給付金について
すでに入院療養給付金の支払事由に該当している場合には、入院療養給付金が支払われることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院については、新たに入院療養給付金をお支払いします。(この場合、いずれの入院についても、入院が開始された日は、入院療養給付金の支払対象となった最初の日とします。)
- 入院中に入院給付金日額の減額があった場合
入院中に入院給付金日額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
- 入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険期間の満了した日のそれと同額とします。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

- 次のすべての条件を満たす手術をしたとき
 - その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩(別表2)を含みます。)を直接の原因とした手術であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。

(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとなります。

- 次の(a)(b)いずれかの手術であること
 - 公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表4)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、歯科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)。ただし、次に定めるものを除きます。
 - 創傷処理
 - 皮膚切開術
 - デブリードマン
 - 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
 - 外耳道異物除去術
 - 鼻内異物摘出術
 - 抜歯手術
 - 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
 - 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
 - (a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの
なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検素を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

(2)次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき

- (1)①および②を満たす、歯科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること
- 別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること

5. 手術給付金の支払に関するその他の事項

- 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。)
お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
- 一連の手術を受けた場合
お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が歯科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
- 入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。

6. お支払いの対象となる放射線治療について

被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。

- その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
- 次のいずれかの放射線治療であること
 - 歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている手術(歯科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている手術については、歯科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。)
 - 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
- すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合
放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること

7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項

入院中に保険期間が満了した場合
保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

III. 給付金をお支払いできない場合等について

- 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
 - 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - 保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - その被保険者の犯罪行為によるとき
 - その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)
 (注1)家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
 - 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
- 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合

※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)

- ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

(8)支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

- 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。

以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

 - 地震、噴火または津波によるとき
 - 戦争その他の変乱によるとき

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
障がい給付金	被保険者が 不慮の事故により所定の身体障がいの状態になられた場合	○	
入院給付金(病気による)	被保険者が病気により所定の入院をされた場合		○
入院給付金(災害による)	被保険者が不慮の事故により所定の入院をされた場合	○	○
入院療養給付金	被保険者が入院給付金の支払対象となる所定の入院をされた場合		○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険（団体型）のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。
注）団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金をお受取りいただけません。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただいていないケースがみられます。
障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際には障がい給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には、手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的な事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
- 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。
- 請求書類は、次のとおりです。
 - ・当社所定の『給付金請求書』
 - ・国内の病院または診療所の場合
 - － 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』に代わり、『治療内容報告書』と『領収証のコピー』をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1)入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が**30日以下**、または給付金額が**10万円以下**であること。
 - ・すでに**退院している**こと。
 - ・病気による入院の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の入院**であること。
- (2)手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が**1回のみ**であること。
 - ・病気による手術の場合、**ご加入(増額)から2年経過後の手術**であること。

＜以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。＞

- ・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
 - ・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。
- ※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

- ・不慮の事故を原因とする場合
 - － 事故状況報告書
 - － 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)
- ・海外の病院または診療所の場合
 - － **入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書** ※診断書の和訳文も添付願います。
 - － **不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類**

＜ご注意＞

- 給付金の請求は、支払事由発生時から3年間をすぎますと、その権利がなくなります。
- ご請求があった場合で、当社が必要と認めるときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることがあります。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。))にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。))および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されません。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体と同様に個人情報を取扱います。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障がい	○10～○16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	○20～○29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	○30～○48
分娩の合併症	○60～○75
分娩(単胎自然分娩(○80)を除きます。)	○81～○84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	○85～○92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	○94～○99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)、ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2)前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表6 対象となる先進医療

「先進医療」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、平成18年9月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。

備考

1. 骨髄幹細胞の採取術
「骨髄幹細胞の採取術」とは、組織の機能に障がいがある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄からの骨髄幹細胞の採取術をいい、末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます。ただし、骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

2. 骨髄移植術
「骨髄移植術」とは、組織の機能に障がいがある者に対し組織の機能の回復または付与を目的として骨髄幹細胞を輸注することをいい、末梢血幹細胞移植および臍帯血幹細胞移植についても骨髄移植とみなします。ただし、移植はヒトからヒトへの同種移植に限り、異種移植は含みません。

3大疾病保障保険 ご契約の概要について（契約概要）

3大疾病保障保険（団体型）

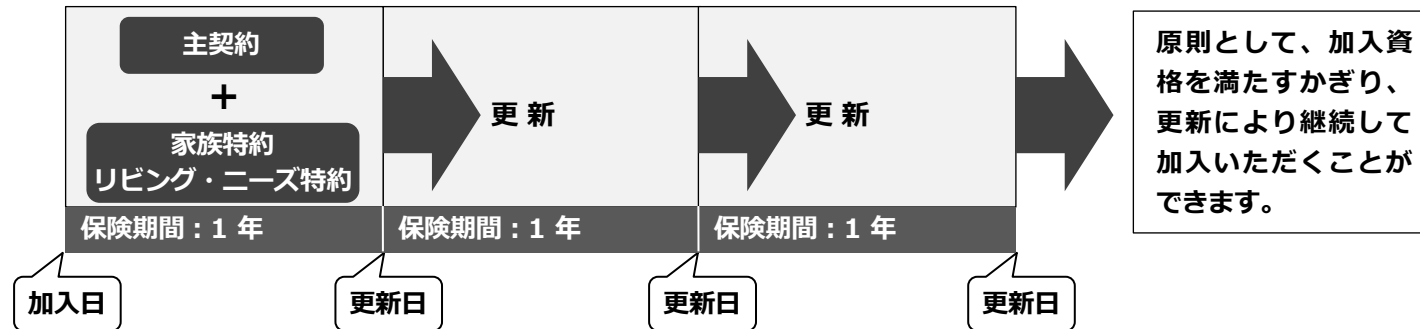
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等をご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方に加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続して加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の所定の3大疾病・死亡に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。

しくみ図（イメージ）



主な保障内容

〔主契約 および家族特約〕

- 被保険者が保険期間中に次のお支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

	お支払事由	お支払額	
3大疾病 保障保険	①がん (悪性新生物)	加入日（*）前を含めて初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき（加入日（*）から90日以内に診断確定された場合を除く）	保険金額
	②急性心筋梗塞	加入日（*）以後の疾病を原因として、急性心筋梗塞を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき （2）急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき	
	③脳卒中	加入日（*）以後の疾病を原因として、脳卒中を発病し、次の（1）または（2）に該当したとき （1）初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき （2）脳卒中の治療のための手術を受けたとき	
上皮内 新生物診断 保障保険	加入日（*）前を含めて初めてがん（上皮内新生物等）と診断確定されたとき（加入日（*）から90日以内に診断確定された場合を除く）	保険金額の10%	
死亡保障保険	死亡されたとき	保険金額	

※3大疾病保障保険・死亡保障金のいずれかのお支払いがある場合、保障は終了します。

※3大疾病保障保険と死亡保障金を重複してお支払いすることはありません。

※上皮内新生物診断保障保険金をお支払いした後も、3大疾病保障保険・死亡保障金はお支払いの対象となります。

※がんの診断確定とは、がんを罹患し医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたことをいいます。

※急性心筋梗塞、脳卒中を発病しただけでは支払事由に該当せず、3大疾病保障保険金はお支払いできません。

※所定の高度障がい状態が該当時に死亡保障金にかえてお支払いする高度障がい保障金等の取扱いはありません。

※上皮内新生物診断保障保険金は1回かぎりのお支払いとなります。更新する場合も、更新前後を通算して1回かぎりです。

（*）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分について「加入日」を「増額日」と読替えます。

「がん」の表記について	「がん（悪性新生物）」は、「別表1 対象となる悪性新生物」に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」は含みません。 「がん（上皮内新生物等）」は、「別表4 対象となる上皮内新生物等」に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物（皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物）」をいいます。 「がん」は「がん（悪性新生物）」と「がん（上皮内新生物等）」をあわせたものをいいます。
-------------	---

〔リビング・ニーズ特約〕

	お支払事由	お支払額
リビング・ニーズ特約の特約保障保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	死亡保障金のうち、保険金の受取人が指定した保険金額

※保険料の追加負担はありません。

※保険金のご請求額はご加入の保険金額内であれば、ご請求時に100万円単位で自由に設定できます。

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

保障額と保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者（被保険者）の加入状況等に基づき、契約（団体）ごとに算出し、変更します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

保険期間

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

加入資格

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

受取人

- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

配当金

- この保険契約には、払込みいただいた保険料に対する配当金はありません。

脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した3大疾病保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
- 詳細は、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細につきましては、「注意喚起情報」をご覧ください。

契約者 一般財団法人広島市職員互助会

引受保険会社 日本生命保険相互会社

日本2021団基-68-1(2022.7.22)

日本-団-2023-454-12889-M (R6.3.5) 3疾B簡_年JP家J

特に注意いただきたい事項について（注意喚起情報）

3大疾病保障保険（団体型）

この「注意喚起情報」は、ご加入（*）のお申込みの際に特に注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

（*）保険金額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読替えます。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入（*）のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

告知に関する重要事項

告知の義務

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。（これを告知義務といいます。）傷病歴等があった場合でも、全てのご加入（*）のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず専用webサイトまたは指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知してください。

正しく告知いただけない場合の取扱い

- 告知義務に違反された場合は、ご加入（*）を解除させていただきます。保険金をお支払いできないことがあります。

告知内容等の確認

- 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただきます。
- 「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入（*）を承諾した場合、所定の加入日（*）から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
※所定の加入日（*）については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）には、ご加入（*）を承諾する権限がありません。

高度障がい保険金等について

- この保険には、所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

保険金をお支払いしない主な場合

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。

【主契約および家族特約】

- 次のいずれかによる場合
 - ・加入日（*）前または加入日（*）からその日を含めて90日以内に所定のがんと診断確定されているとき
 - ・急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いについて、原因となる疾病が加入日（*）前に生じているとき
- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・加入日（*）からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【リビング・ニーズ特約】

- 次のいずれかにより保険金のお支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき

【すべての保険金】

- 告知義務違反による解除の場合
- 詐欺による取消の場合
- 不法取得目的による無効の場合
- 保険契約が失効した場合
- 重大事由による解除の場合

※詳細は、パンフレット等に記載しておりますのでご確認ください。

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。
- 詳細は、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。

制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付加特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

〈お問合せ先〉

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金をお支払いする必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体のご相談窓口にご連絡ください。

- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、ニッセイのホームページをご参照ください。

ニッセイホームページ

<https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>

指定代理請求人によるご請求に関する留意事項

- 3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金・リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求することができます。詳しくはパンフレットの「指定代理請求人によるご請求」の項目に記載しておりますので、ご確認ください。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、指定代理請求人に対しお支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

ご相談窓口・指定紛争解決機関

- 募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット表紙に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。（なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレットに記載の日本生命窓口までご連絡ください。）
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために 3大疾病保障保険（団体型）

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。この保険への新たなご加入もしくは保険金額の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、申込みいただく前に必ずご確認ください。

健康状態等について、被保険者ご本人が ありのままを告知してください。 (告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額の増額を申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

生命保険会社の職員等に口頭でお伝え ただただでは告知いただいたことになり ません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っています。傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込み内容を解除させていただき、 保険金をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」として申込みいただいた内容を解除することができます。（*）
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金のお支払事由が1年以内に発生していた場合（責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金のお支払いが行われない場合を含みます。）には、申込みいただいた内容を解除することができます。
 - 申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知することを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社は申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込み内容を解除することができます。

※「告知義務違反」としてお申込み内容を解除させていただく場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、すでに払込みいただいた保険料は払戻しません。また、急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保障金については、原因となる疾病が責任開始日前に生じている場合は、過去の病歴（病名、治療期間等）、健康状態等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

後日、告知内容等を確認させていただく ことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

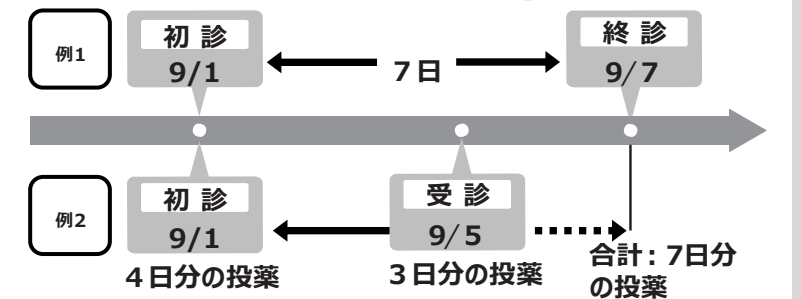
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面（*）に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知してください。

◎「申込書兼告知書」の質問事項

1. 今までに、がん（肉腫、白血病、リンパ腫、上皮内がんを含む）と診断されたことがありますか。
2. 申込日現在、健康上の理由で就業制限*1を受けていますか。（主契約の被保険者のみ）
3. 申込日から過去3カ月以内に、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）を受けたことがありますか。
4. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師による診療（問診・診察・検査・治療・投薬）を受けたことがありますか。

補足説明

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤（公休・普通休暇等によるものも含む）を指示されている場合などをいいます。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



（注）一過性の軽微な疾患（かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療）、手足の骨折によるものは含みません。

（注1） 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠（正常）による入院

（注2） 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口から取寄せいただき、ご提出ください。申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」を提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由で生命保険会社へご提出ください。（この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込み内容をご記入のうえ、「申込印（告知印）」を押印してください。）

（注3） 新型コロナウイルス感染症と診断された場合でも、治療期間が1カ月未満で医療機関への入院がなく、申込日（告知日）現在完治し診療が終了している場合、告知の対象とはなりません。

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。
- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加で告知いただくことが可能です。追加の告知（「被保険者の告知書」の提出）が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由で生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加で告知いただいた内容によっては、申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。